報告１

三次市立学校学校評議員設置運営要綱の一部を改正する告示について

三次市立学校学校評議員設置運営要綱の一部を改正する告示について，別紙のとおり報告します。

令和２年６月２６日提出

三次市教育委員会教育長　松　村　智　由

三次市教育委員会告示第２０号

三次市立学校学校評議員設置運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和２年６月５日

三次市教育委員会教育長　松　村　智　由

三次市立学校学校評議員設置運営要綱の一部を改正する告示

三次市立学校学校評議員設置運営要綱（平成１６年三次市教育委員会告示第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出し中「報償費」を「報酬」に改め，同条中「，別に定める基準に基づき報償費」を「，三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１６年三次市条例第６６号）別表第１に規定する報酬」に改める。

附　則

この告示は，令和２年６月５日から施行する。